

第3章 基本目標と重点施策（6つの基本目標と23の重点施策）

1 主に子どもに関する施策

1-1 基本目標Ⅰ 園小中一貫教育カリキュラムの実施と確かな学力・自立する力の育成

園児、児童、生徒の発達に十分配慮し、0歳から15歳まで切れ目のない連続性・系統性等を重視した、「睦沢町園小中一貫教育基本方針」にそった園小中一貫教育を推進する。そして、変化に主体的に向き合い、自ら判断し、未来を切り拓く力や、多様な人々と協働し、新たな価値を見出すための力である「人間力」「社会力」を醸成する。

また、「主体的・対話的で深い学び^{*26}」の実現に向けた授業改善などを進め、子どもたちにより質の高い知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成するとともに、伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育、ICTを利活用した教育や幼児教育などを推進する。さらに、「千葉県標準学力検査」等の調査結果を活用し、個に応じた指導を進めるなど、児童生徒一人一人の学力と学習意欲を確実に伸ばす教育を推進する。さらに、キャリア教育等を系統的・発展的に取り入れることで、自主および自立の精神を養うとともに、職業および生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

（1）重点施策1 一人一人の基礎学力の向上を図る教育の推進

現状と課題

本町では、2020年度から、施設分離型の園小中一貫教育校として、0歳から15歳まで、連続性・系統性のある一貫教育を推進していく。そして、義務教育が修了する15歳の姿を、「自ら一步を あゆみだす 15歳」とし、予測が難しい未来を切り拓くための力「人間力」「社会力」を身につけさせたい。

全国学力・学習状況調査の結果によると、本町の小・中学生について学力は、改善傾向にあるものの、学んだ知識や技能を活用する力の育成に一層の取組が必要である。

一方で、「千葉県標準学力検査」において、これまでの調査結果の積み重ねから、学習内容の定着度や一人一人の学力の伸びを把握したことで、児童生徒一人一人の学力や、学習意欲の向上につながってきている。

また、特別な教育的支援を必要とする園児・児童生徒には、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援に努めている。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
全国学・学習 状況調査に おいて小学 校6年生およ び中学校3年 生が、県平均 正答率を上 まわる正答 率となった 教科毎の児 童生徒の割 合	全国学力・学習状 況調査において県 平均正答数を上ま わった教科毎の児 童生徒の割合 児童生徒数(母数) が少ないことか ら、県平均正答数 との比較において 本町の学力を把握 するため選定し た。	全国学力・学習 状況調査にお いて県平均正 答数を上まわ る児童生徒の 数を増やすこ とを目指し、学 力向上に向け た取組を推進 するための目 標値とした。	小学校6年生で令和 元年度の正答率は、 県平均正答数を上ま わった教科毎の児童 数の割合は 国語 65.9 % 算数 57.4 % 中学校3年生で、県 平均正答数を上まわ った教科別生徒数の 割合は 国語 53.4 % 数学 48.4 %	小学校6年生 国語 70 % 算数 61 % 中学校3年生 国語 60 % 数学 60 %
千葉県標準 学力検査に おいて、小学 校および中 学校の全て の学年で、県 平均正答率 を上まわる 正答率とな った調査種 別の教科数	千葉県標準学力検 査において、小学 校および中学校の 全ての学年で、県 平均正答率を上ま わる正答率となっ た調査種別教科数 県平均正答率との 比較から児童生徒 の学力状況を把握 するため選定し た。	千葉県標準学力 検査におい て、小学校およ び中学校の全 ての学年で、県 平均正答率と の比較から児 童生徒の学力 状況を把握し、 学力向上に資 するための目 標値とした。	平成30年度末の小 学校および中学校の 各学年において県平 均正答率を上回る正 答率となった調査種 別の数 小1 2/2 小2 0/2 小3 3/4 小4 4/4 小5 4/4 小6 2/4 中1 0/5 中2 1/5 中3 2/5	小学校および中 学校のすべての 学年、教科区分 において県平均 以上の正答率を 上回る。

施策の方向性

- ◇ 小・中学校において、児童生徒一人一人の学力向上、学習意欲の向上を目指す教育を推進する。

- ◇ 0歳から義務教育終了までの15年間にわたって、連続性・系統性等の一貫性のある睦沢町園小中一貫教育を推進する。
- ◇ 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を充実する。
- ◇ 学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施とともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、日々の授業改善を図り、児童生徒に思考力・判断力・表現力等々を含めた真の学ぶ力を身につけさせる。

主な取組

- ◇ こども園の6年間と小中9年間を合わせた15年間を1つの枠組みとし、校種ごとの切れ目を取り除き、15年間の教育に、連続性・系統性を持たせ、つまずきにくい教育課程で学習を進める。特に、園から小へは「園小接続プログラム」、小学校5年・6年に「教科担任制の導入」や「中学校教員の乗り入れ授業」などを取り入れ、園小中一貫教育を進める。
- ◇ 小・中学校の各学年において「千葉県標準学力検査」等を実施し調査結果の分析を基に、児童生徒の質の高い知識や技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や学習意欲・態度を把握し、児童生徒一人一人の学力・学習意欲を確実に伸ばす学習指導を進める。具体的には、繰り返し学習や家庭学習を推奨し、学習の習慣化を図る具体的手立てを示し実践させることにより、質の高い知識や技能等を習得させる。また、問題解決型授業の展開により、子どもたちが主体的・対話的で深い学びができるよう、授業改善に努め、意欲的に取り組む児童生徒を育成する。
- ◇ 児童生徒に対して、きめ細かな指導の実現を図るため、少人数指導や習熟度別指導・補充的指導など「個に応じた指導」を進める環境を整える。そのため、町採用の「学習支援員」の継続配置ができるよう予算化に取り組む。
- ◇ 特別支援教育においては、障がいの状況や発達段階に応じて、個別の指導計画や個別の支援計画を作成し、園児・児童生徒の成長を本人、保護者、学校、関係機関が共有しながら一人一人の成長を支え伸ばす教育を実践する。また、「ライフサポートファイル*27」の活用も図るとともに、合理的配慮*28の提供にも努める。
- ◇ 「基本的生活習慣の定着が学力の向上につながる。」という結果を踏まえ、園小中・家庭・地域が連携し、『あいさつ・掃除・時間を守る・身だしなみを整える』の励行および「運動・食事・休養」に関する基本的生活習慣や体力を向上させる取組を推進する。家庭では『早寝・早起き・朝ご飯』の習慣化に努める。また、小学校段階においては、学びのきまりである「睦沢スタンダード」を定着させ、学力の向上を目指す。
- ◇ 放課後および土曜日の学習環境づくりに取り組む。小学生4・5・6年生および中学生を対象として、教育支援活動を実施し地域全体で家庭学習の習慣化および基礎学力の向上を図る。

(2) 重点施策2 自ら学び、ともに学び、生きて働く学力の育成

現状と課題

これからの時代は、少子高齢化やグローバル競争の激化のほか、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想され、将来が展望しづらい時代であると言われる。

そのような中、子どもたちには現在と未来に向けて、幅広い知識と柔軟な思考力に基づき、変化に主体的に向き合い関わり、社会的・職業的に自立した人間として、自ら判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を生み出していくための力が必要である。

本町においては、園小中一貫教育校として、0 歳から 15 歳まで途切れることのない連続した教育を実践し、本町の子どもたちに備えたい「人間力」「社会力」の醸成を図りたい。

そのために、園小中学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのように資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働により実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。また、本町の子どもたちに必要な「人間力」「社会力」の中でも、とりわけ、論理的思考力やコミュニケーション能力を高めることが重要であるとの認識に立っている。従って、児童生徒が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わり合いの中で考えを統合し、自らの考えが持てるような授業の改善が、教師に求められている。

また、論理的思考力やコミュニケーション能力を培う上で、読書活動を充実させることは大切である。読書活動は、知識を広め、心を豊かにするなど、人生をよりよく生きるために欠かせないものであるばかりでなく、文章の構造や内容を的確に捉えながら読み解くことを通して、自分の考えを形成し、表現したり創造したりする力を育むという観点から重要と考える。

2022 年度からは、成人年齢が 18 歳に引き下げられることに伴い、学習指導要領を踏まえ、子どもたちがこれまで以上に主権者として必要な資質・能力を確実に身に付けていくことが必要となった。このため、発達段階に応じ、主権者意識を涵養し、社会参画の態度を育てるために、教科教育をはじめとした学校内の取組のみならず、社会全体で多様な取組が求められる。このことにより、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることができる。

指標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
「主体的・対話的で深い学び」に関する研修を、校内または校外にて受講または授業研究を行った職員数	「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善に関する研修を、校内または校外にて受講または授業研究を行った職員数 公的な機関等で実施する研修に参加することで「主体的・対話的で深い学び」についての研修が深まることから、指標として選定した。	「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践できる教員を増やすことを目指して、令和6年度末までにほぼ全員が2回以上の研修等を実施したとして目標値を設定した。 事務職、栄養職員を除く	県費負担職員数 小・中合計数 37名 (令和元年度末)	全ての県費負担教職員
児童生徒が、お互いの関わり合いの中で共通点や相違点に気づきながら自らの考えを深め主体的に学びに参加しようとする人数の割合	小学校、中学校の児童生徒実態調査の質問紙調査において「自分の考えをもって授業に参加している」「友だちの意見を取り入れながら、自分の考えを持ち、授業に参加している」児童生徒の割合 本町が目指す「自ら一歩を あゆみだす 15歳」の姿（人間力・社会力）を指標として選定した。	町が目指す人間力、社会力を備えた「自ら一歩を あゆみだす 15歳」の姿は、新しい時代に求められる資質や能力を備えた姿であることから、個人が目指す15歳の姿を目標値として設定した。	小学校 6年生 91.4 % 中学校 3年生 — %	小学校 6年生 100 % 中学校 3年生 100 %

施策の方向性

- ◇ 児童生徒の質の高い知識・技能、思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度の育成の重点化を図る。
- ◇ 小中学校における情報活用能力^{*29}の育成を図る取組を推進する。
- ◇ 発達段階に応じた主権者教育^{*30}に取り組ませる。

- ◇ 家庭・地域・学校における子どもたちの読書活動を積極的に推進する。

主な取組

- ◇ 児童生徒が主体的に授業に参加し、児童生徒同士や教員が相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等が身に付けられように授業改善を図る。
- ◇ プログラミング的思考を含む情報活用能力の育成に向けて、その環境を整備し、積極的に外部人材の活用を図る。
- ◇ 近隣大学や研究機関、企業と連携して、園児・児童生徒のコミュニケーション能力や問題解決能力、情報処理能力など、21世紀型知識基盤社会^{*31}を生き抜くための基礎となる力を育成する。
- ◇ 子どもの主体的・対話的な深い学びを推進する環境として、活動に応じて自由にレイアウトできる、知的創造の場を醸成し、学習意欲を育む、睦沢版アクティブラーニングスペース「多目的室」を設置する。
- ◇ 土曜授業の一貫として、様々な分野の専門家を招いて、中学生対象の才能開発教育「睦沢未来塾」^{*32}に取り組む。
- ◇ 小中学校において、主権者教育を涵養するため、社会科等を中心に政治や経済が自分の生活において身近に感じられるように指導を工夫する。
- ◇ 学校・家庭・地域において子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実に努める。
- ◇ 言語、読解能力の向上を図るため、漢字能力検定料の補助対象を現行の中学生から、小学生まで広げる。
- ◇ 学校司書を小中学校にそれぞれ配置し、子どもの読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制を整備する。

(3) 重点施策3 伝統文化を尊重し、郷土への愛情と誇りを持ち、グローバル化に対応する教育の推進

現状と課題

これからの社会を主体的に生きる人間を育成するためには、伝統と文化を尊重し我が国と郷土睦沢を愛する態度や、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が求められている。また、ICTや様々な分野での技術革新により、グローバル化が急速に進む中、世界で活躍できる人材の育成と同時に、国内におけるグローバル化にも対応できる力を、本町の子どもたちに育む必要がある。

スマートウェルネスタウン（「道の駅」＋定住促進住宅）も昨年秋に開業し、また、隣接する一宮町では、2020年東京オリンピックのサーフィン競技会場でもあり、外国人を

はじめ町外からいわゆる関係人口の増加が著しくなっている。このような機会を捉え、本町では、外国語を含めたコミュニケーション能力を高め、国際的な視野や多様な価値観を受容できる力を育むことにこれまで以上に力を入れることが重要である。

町では、これまで園小中学校への ALT の配置、平成 3 年度から実施している中学生を対象とした海外交流事業（海外研修およびシンガポール中学生の招へい）また、ここ 2、3 年は台湾学生の受け入れ事業（千葉県事業）などに門戸を開き、グローバル化に対応する、外国語を含めたコミュニケーション能力を高める教育の機会を広げ充実を図ってきた。今後も、時宜を得た施策の推進が重要である。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 6 年度)
地域の歴史や自然について関心があると回答した児童の割合 「地域の行事に参加している」と回答した中学生の割合	小学校、中学校の児童生徒実態調査の質問紙調査において、県や睦沢町の歴史や自然について「関心がある」と回答した児童生徒の割合 伝統文化を尊重し、郷土を知ることが原点であることから、この指標を選定した。	ふるさと教育、伝統と文化に関する教育を一層推進することが重要であるため、目標値を設定した。 * 中学校においては、「地域の行事に参加している」と回答した。	小学校 6 年生 81.9% 中学生 3 年生 67.4%	小学校 6 年生 85.9% 中学生 3 年生 75.0%
中学生の「英語検定」合格者の割合	実績のある（公財）日本英語検定協会主催の「英語検定」の合格割合 英語力の強化を目指すとともに、その結果の把握・分析により指導の改善に生かすため、この指標を選定した。	文部科学省では、中学校卒業程度の英語学習レベルを英検 3 級程度としている。 英検 3 級の合格率は、全国平均レベルを目標とした。	中学校 3 年生 30 %	中学校 3 年生 50 %

施策の方向性

- ◇ 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土睦沢を愛する態度を養う。とりわけ「地域教材」に視点をあてた教育に取り組む。

- ◇ グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進するとともに、園小中学校における外国語教育を充実する。
- ◇ 帰国・外国人児童生徒等の受入や共生のための教育支援および教育環境の整備を図る。

主な取組

- ◇ 町の主産業である「米づくり」、町内に現存し引き継がれている「伝統的郷土芸能」や「鮭の稚魚の放流活動」などに携わる人々の思いや願いを、地域の自然や人々との連携の中から学び、「郷土愛」や「地域の人々とのつながり」「自然環境保護」などについて学ぶ「睦沢ふるさと学習」に取り組む。
- ◇ 中学校生徒とシンガポール共和国ビーティー・セカンダリースクールの生徒との交流事業を継続する。
- ◇ 城西国際大学に在籍する海外留学生との交流事業を継続し、異文化理解とともに積極的に自分の意思を伝えられるコミュニケーション力を培わせる。
- ◇ ホストファミリー登録制度*³³を設け、児童生徒の家庭がより多様な文化交流を経験できる環境づくりを推進する。
- ◇ 園児、児童生徒が外国語に親しみ、コミュニケーション能力を高める教育を充実するため、園小中一貫した学びを重視し、教員の指導力や専門性を向上させるほか、園、小中学校へALTを継続配置する。また、4歳児からの外国語活動も継続する。
- ◇ 中学生が中学校卒業までに、中学校卒業程度の英語力と言われる英検3級を50%以上取得することを目指して、検定料の一部を補助する範囲を小学校5年生まで拡大することを継続する。
- ◇ 帰国・外国人児童生徒が転・編入学してきた場合、日本語指導や学校支援の相談など必要な支援を行う。

(4) 重点施策4 キャリア教育・職業教育の推進

現状と課題

日本は、2030年頃にはIoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、また雇用環境等にも大きな変化が予想される。そして、技術革新は、現在の職業の相当数がAIやロボット等により代替できるようになる可能性を含み、これまでなかった仕事が生み出されることが考えられる。

このように大きな社会の変化が見込まれる中であって、子どもたちは、社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応し、さらに新たな価値を創造していく力を身に付けることが必要である。そのためには、学校段階に応じた体系的、系統的なキャリア教育・職業

教育を推進し、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成することが大切である。また、「地域の子どもたちは地域で育てる」という視点の基に、家庭や地域・企業と連携・協力して進めることも必要である。

睦沢こども園においては、キャリア教育に係る 0 歳児から 5 歳児までの年齢別目標および、キャリア教育を促すために育成したい具体的な幼児の姿を示している。そして、友だちや保育者など身の回りの人と積極的に関わりながら、自分らしさをより伸ばそうとするためのキャリア教育を進めている。それは、人として将来、夢や希望をもって生きていこうとする、生きる力の基礎を育むことをねらいとするものである。

このようなことから、キャリア教育を進めるにあたり、睦沢町教育委員会には、家庭や地域等が、キャリア教育の重要性について理解を深め、連携して進められるよう、積極的な情報発信に努める。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 6 年度)
小学校の職場見学、中学校の職場体験等のキャリア教育実施後の児童生徒の満足度	児童生徒の意識調査により、職場見学・体験等キャリア教育実施後の満足度の割合 体系的・系統的な一貫制のあるキャリア教育等は、学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成することからこの指標を選定した。	児童生徒の勤労観・職業観を高め地域を支える人材育成のために行われた学習であったかを示す数値であることから、この目標値を設定した。	小学校 100 % 中学校 90 %	小学校 100 % 維持 中学校 100 %

施策の方向性

- ◇ 学校において、家庭や地域・企業と連携・協力して小学校段階から教育活動全体を通して、体系的・系統的なキャリア教育を推進する。
- ◇ 働くことについて関心や意欲が持てるように、学校・地域・企業が一体となって、実際の現場での見学や体験活動を推進する。

主な取組

- ◇ 児童生徒が明確な目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。また、児童生徒が、自身の変容や成長を自己評価できる「キャリア・パスポート^{*34}」の活用を図る。
- ◇ 睦沢こども園においては、キャリア教育計画に示された内容を実践したり、接続カリキュラム等に基づく、小学校との交流を行ったりすることで、夢や希望を持って生きていこうとする、「生きる力」の基礎を養う。
- ◇ 社会人・職業人として自立できるよう、地域や企業（町商工会）・公共機関と連携・協力し、児童生徒の基礎的・汎用的能力を育成する。
- ◇ 中学生が主体的に適切な進路が選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路（進学）指導を促進する。
- ◇ 障がいのある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、自立と社会参加を進めるため、労働・福祉などの関係機関や企業と連携を図りながら、特別支援学級におけるキャリア教育の充実に努める。また、進路選択の場が広がるよう、ICTを活用した教育などを進める。

（５）重点施策５ 技術革新に対応する教育の推進

現状と課題

2030年頃には、第４次産業革命とも言われる、IoTやビッグデータ、AIなどをはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されている。こうした社会の大転換を乗り越えて、全ての子どもたちが将来にわたり豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするうえで、教育の果たす力は大きい。とりわけ、技術革新に対応する人材を育てるには、あふれる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるよう、児童生徒の科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養や情報活用能力などを高めるための取組を推進することが求められる。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
授業中にICTを活用して指導する能力がある	文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、授業にICTを活用することが「わり	技術革新に対応した教育を実施するため、全ての教員がICTを適切に	小学校 教員 90.3 %	小学校 教員 100 %

る教員の割合	にできる」「ややできる」と回答した教員の割合 また、教員の事務の効率化を図るためにも、ICTを活用する能力が必要であることから、この指標を選定した。	活用できることを目標とした。	中学校 教員 85 %	中学校 教員 100 %
--------	---	----------------	-------------------	--------------------

施策の方向性

- ◇ コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、情報活用能力を育成する教育に取り組む。
- ◇ 児童生徒の科学技術や理科、算数・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基礎的素養や論理的・科学的に考える力を育成する教育を進める。
- ◇ 児童生徒の質の高い知識・技能や思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度の育成に努める。

主な取組

- ◇ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を目指す。とりわけ、児童生徒が主体的に授業に参加し、児童生徒同士や教員が相互に意見を述べることで課題を多面的・多角的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等が身に付けられるように授業改善に努める。
- ◇ 児童生徒が教え合う学び（協働学習）や一人一人の能力・適性に応じた学び（個別学習）などに ICT を効果的に活用し、社会で生きて行くために必要な資質・能力を育成する。
- ◇ 障がいの特性に応じて ICT を活用することにより、学習上の課題や困難を改善・克服し、障がいのある児童生徒の能力を伸ばす。
- ◇ 小学校におけるプログラミング教育の円滑な実施を支援する。
- ◇ 地域や企業の人材を活用した観察や実験の授業などを通して、実社会・実生活との関連についての指導を充実し、科学技術や理科、算数・数学、ものづくりに対する児童生徒の関心を高める。才能開発教育「睦沢未来塾」の活用も視野に入れる。
- ◇ 情報と情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を育成するため、ICTなどを活用した学習活動を充実するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティ、情報モラルの適切な指導を行う。
- ◇ 全ての教員が ICT を活用した実践的な指導ができるよう、指導力の向上のための研修に積極的に参加させる。

(6) 重点施策6 人格形成の基礎を培う幼児教育、保育の充実

現状と課題

幼児期における教育が、その後の学力や運動能力、大人になってからの生活に与える影響に関する研究が進み、幼児期からの質の高い教育を提供することの重要性が指摘されてきた。幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、子どもの教育の第一義的責任を有する保護者や家庭、地域との連携・協力は欠かせない。

本町では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」*35に基づき、人格形成の基礎を培うとともに、体験的な遊びや活動を重視している。そして、幼児が夢や希望を抱き、楽しく充実した園生活を送れるよう、特色あるこども園づくりを目指していく。また、子育て支援の拠点としての機能を十分に果たしていく。

幼児教育・保育の無償化が、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、また生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み実施された。これまで以上に、大勢の子どもが、長時間にわたって教育・保育を受けることとなり、その内容が問われることとなる。多様化する子育て家庭の保育環境や就学状況を踏まえるなどして、家庭との連携をより深め、家庭での子育てを支援するとともに、子どもが安心して園生活を送れるように、必要となる幼児教育・保育サービスの量の確保と質の向上を図る必要がある。

さらに、園小中一貫教育校として、小学校生活に適應できない「小1プロブレム」に対応し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校との十分な連携を図っていくことが必要である。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の 根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
「アプローチカリキュラム」などを活用し、保育計画・指導計画を工夫している園・学校の数	こども園・小学校教員に対するアンケート調査において、幼児期の教育と小学校教育の接続のために、「接続期のプログラム」などを活用し保育計画や指導計画を工夫・改善して、実施していると回答した園・学校の数 こども園と小学校との接続を円滑にするためには、こども園の教育と小学校の教育との接続を図る保育計画などの工夫・改善し実施することが必要なことから、この指標を選定した。	幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のために、こども園・小学校において保育計画や指導計画を工夫することを目標とした。	全ての園、小学校	全ての園、小学校

施策の方向性

- ◇ 睦沢こども園は、家庭・地域と連携・協力した経営を推進するとともに、保育教諭に対する研修を充実し資質の向上を図る。
- ◇ 睦沢こども園と小学校の円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実する。
- ◇ 睦沢こども園を活用した子育て支援の充実に努める。

主な取組

- ◇ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容を踏まえつつ、家庭と地域と連携し、「生きる力」「人間力」「社会力」の育成の基礎を育む幼児教育を推進する。
- ◇ 幼児教育を深めるとともに、幼児一人一人に対応した指導方法の工夫・改善を図るために、保育教諭を対象とした研修会などを実施する。
- ◇ 小学校へのなめらかな接続を図るため、保育教諭と小学校教員との相互交流や合同研修会の開催、園児と児童の様々な交流活動を推進するとともに、「アプローチカリキュラム」の活用を図る。
- ◇ 0歳から2歳児の指導にあたっては、こども園での生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、応答的に関わられる保育ができる体制を整える。
- ◇ 3歳以上児については、個の成長と集団としての活動の充実が図られる教育および保育できる体制を整える。
- ◇ 「睦沢町子ども・子育て支援事業計画」*³⁶により、子育て支援の質の向上に取り組む。
- ◇ 生後6か月から保育を実施する。利用者の増加に合わせて、職員の適正配置や設備の充実、安全確保に努め、発育状況や健康状況を把握し、乳児保育を充実する。
- ◇ 子どもの保護者の仕事や通院、緊急時のほか、リフレッシュなどの場合に、こども園で一時的に子どもを保育し、保護者の育児負担の軽減を図る。
- ◇ 保護者の希望に応じて教育・保育時間終了後及び長期休業中に子どもを預かる。
- ◇ こども園で提供する給食のごはんやパンなどの主食にかかる費用を町が負担し、小中学校の学校給食にも拡充を図る。また、「むつざわ米」を使用し、食に対する理解・関心を高めるとともに郷土愛を育む。

1-2 基本目標Ⅱ 郷土を愛し、豊かな心と健やかな体の育成

確かな学力に加え、子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠である。このため、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越えて物事を成し遂げる力、公共の精神等の育成を図るとともに、日本の伝統や文化を継承・発展させるための教育を推進することが重要である。

また、いじめなどの生徒指導上の諸課題について、校（園）長がリーダーシップを発揮し、とりわけ「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」等々の基本認識を教職員は持たなければならない。しかし、どの子どもたちにも、どの学校にも起こり得ることから、園や小中学校は専門家や関係機関・団体、家庭、地域と連携しつつ未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことが重要であり、園、小中学校で必要な情報を共有することが大切である。さらには社会体験活動や自然体験活動も含め、園児、児童生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何らかを成し遂げる力を育てることなども重要である。

体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっている。このため、子どもの頃から、学校段階において体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ることが必要である。

（7）重点施策7 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

家庭や地域教育力の低下とともに、規範意識の低下や人間関係の希薄化が指摘されている。子どもたちには、基本的生活習慣を身につけさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要がある。また、社会全体が多様化する中で、自らの人生や社会における答えが一つに定まっていない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見出す力が求められる。答えが一つでない、道徳的な課題に子どもたちが向き合い、考え、議論する態度を育むことも重要である。また、子どもたちの思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい基礎的、汎用的能力などの豊かな人間性や社会性を育むために、様々な体験活動を通して、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育て、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要である。

さらに、読書活動も、知識を広め、心を豊かにするなど、人生をよりよく生きるために欠かせないものであり、子どもの読書活動も一層充実して行くことが大切である。

これらの現状を踏まえ、課題を改善・解決する一つの手立てとして、2020年度より、中学校に拡大したコミュニティ・スクールの利点を生かしていく。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
「睦沢スタンダード」の、基本的生活習慣・学習習慣を身に付けている項目数 児童生徒の8割以上が身に付けている「睦沢スタンダード」の基本的生活習慣・学習習慣の項目	小・中学校が設定した「睦沢スタンダード」の、基本的生活習慣・学習習慣（中学校は「規律ある態度」）の12項目のうち、小学校2年生から中学校3年生の8割以上が身に付けている（よくできる・だいたいできると評価した）項目の数 小・中学校が設定した「睦沢スタンダード」の、基本的生活習慣・学習習慣（中学校は「規律ある態度」）を身に付けさせるためには、小中学校それぞれの達成状況を把握する必要があることからこの指標を選定した。	小・中学校が設定した「睦沢スタンダード」（中学校は「規律ある態度」）の、基本的生活習慣・学習習慣の12項目のそれぞれについて、児童生徒が8割以上達成できれば、基本的生活習慣・学習習慣の改善が期待できることを踏まえて、目標値を設定した。	小学校 11項目 中学校 12項目	小学校 12項目 全て 中学校 12項目 維持
家庭でも「睦沢スタンダード」（中学校は「規律ある態度」）の、基本的生活習慣・学習習慣を身に付けている状況 児童生徒の8割以上が家庭においても、身に付けている「睦沢スタンダード」（中学校は「規律ある態度」）の基本的生活習慣・学習習慣の項目	保護者アンケート結果より、小・中学校が設定した「睦沢スタンダード」（中学校は「規律ある態度」）の、基本的生活習慣・学習習慣のうち、小学校2年生から中学校3年生の8割以上が身に付けている項目の数 *小・中学校の保護者へは、6項目 小・中学校が設定した「睦沢スタンダード」（中学校は「規律ある態度」）の、基本的生活習慣・学習習慣を身に付けさせるためには、小中学校それぞれが家庭における達成状況を把握する必要があることからこの指標を選定した。	小・中学校が設定した「睦沢スタンダード」（中学校は「規律ある態度」）の、基本的生活習慣・学習習慣の項目について、児童生徒の8割以上が家庭においても達成できれば、基本的生活習慣・学習習慣の改善が期待できることを踏まえて、目標値を設定した。	小学校 2項目 中学校 0項目	小学校 6項目 全て 中学校 6項目 全て

施策の方向性

- ◇ 千葉県教育委員会が作成した「道徳指導の手引き」に基づき、特別の教科道徳を要とし、各教科との関連を図りながら、学校教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- ◇ 子どもの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、また「人間力」「社会力」などを育むために、体験活動を推進する。
- ◇ 児童生徒の社会的自立に向け、健全な生活習慣の取組を推進する。
- ◇ 児童生徒が自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう、家庭・学校・地域における子どもたちの読書活動を推進する。

主な取組

- ◇ 道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりに努める。また、教員は特別の教科道徳の趣旨を生かした授業改善に努め、道徳的価値を自分のこととして受け止め、多面的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の一層の充実を図る。
- ◇ 地域ぐるみで道徳性を高めるため、保護者や地域住民へ道徳授業を積極的に公開する。
- ◇ 子どもの夢と豊かな心を育むために、スポーツ選手や看護師など、社会の第一線で活躍する人による講演会などを開催する、才能開発教育「睦沢未来塾」を実施する。
- ◇ 全ての園児、児童生徒が、発達段階に応じて、自然体験や職場体験、社会奉仕体験、世代間交流など、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、充実した様々な体験活動を進める。また、校（園）長のリーダーシップのもと、こども園・学校教育全体を通じて相互の関連性を重視した活動を位置付け、児童生徒に満足感・自己達成感・自己有用感を実感させる。
- ◇ 小中学校が、学校周辺の農地などを活用して、農業体験を行う。当面、小学校で、全校児童が関われる「稲作体験」を継続する。
- ◇ 児童生徒が本に親しむ意欲と態度を育てる効果的な情報の提供を行うことなどにより、小中学校における読書活動の取組を進める。小中学校に配置した学校司書および小学校での読書ボランティアによる「読み聞かせ」を継続活用する。
- ◇ 学校の図書室と公民館図書室とをネットワーク化し、蔵書の情報を共有し、貸し出し、在庫等の検索がインターネット回線で行えるシステムの構築に努める。
- ◇ 読み聞かせや紙芝居などの読書活動を発達段階に合わせて推進する。また、その活動を支えるために、既存のボランティア組織を活用したり、ボランティア希望者を募ったりして、講座や研修会を開催し、ボランティアの養成と質の向上に努める。

(8) 重点施策8 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

現状と課題

いじめ^{*37}は、人権の侵害である。子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。そして、いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるものであるという認識のもと、学校や家庭、地域、関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成することが必要である。また、「いじめ防止対策推進法」や「睦沢町いじめ防止基本方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが求められる。

また、小1プロブレムやいわゆる学級崩壊などへの対応についても、継続して取り組むこととする。少年非行については、本町において事案は認められていないが、全国的には、凶悪犯罪や特殊詐欺に加担する少年が後を絶たない状況にある。本町において事案が発生した場合を想定し、非行の防止や非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、地域や関係機関等の連携が必要であることから、その体制づくりに取り組む必要がある。

さらに、睦沢町の育む「人間力」「社会力」の観点からは、論理的思考力や他者への配慮、また人間への信頼感や大人への信頼感を養うことが大切であり、そのキーワードは、コミュニケーション能力を育成することである。その意味からも、コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を構築する教育は、いじめ防止を含めた生徒指導の充実につながるものとする。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
いじめの解消率	いじめが認知年度に解消された件数の割合 いじめが児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応をし、いじめ解消に努める必要があることから、この指数を選定した。	一人一人の児童生徒にとって、明るく安心して学べる学校であるためには、認知したいじめを全て解消することが不可欠であるため、この目標値を設定した。	100 %	100 %

施策の方向性

- ◇ 「睦沢町いじめ防止基本方針」のもと、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、いじめ未然防止、早期発見、早期対応に向けた組織的に取組める体制を整える。また、いじめ問題の解決に向け、外部機関との連携強化を図るとともに、社会全体で取り組む気運を醸成する。
- ◇ 特別の教科道徳を要とし、教科横断的に学びの場を設け、コミュニケーション能力の育成を図り、豊かな人間関係づくりのための教育を推進する。
- ◇ いじめや生徒指導上の問題に対応するため、教育相談活動を充実させる。
- ◇ 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、いじめや非行・問題行動の防止や有害環境から子どもを守る体制を構築する。
- ◇ 校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進する。
- ◇ 家庭・地域と連携し、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

主な取組

- ◇ 小中学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめの未然防止・いじめの早期発見・早期対応に努め、児童生徒が明るく安心して学べる学校づくりを目指す。
- ◇ 千葉県教育委員会が作成した「豊かな人間関係づくり実践プログラム」*³⁸を活用し、「人間力」「社会力」を高めるために、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成を図る。
- ◇ 小中学校においては、いじめ等に対応するため、スクールカウンセラー等の相談体制を引き続き充実させるとともに、学校内での見守り体制や保護者との連携を強化する。
- ◇ 毎月10日を「いじめゼロ」の日と定め、児童会や生徒会活動等を通して、いじめ撲滅をはじめとする人権の尊重について考える気運の醸成を図る。
- ◇ 生徒指導や教育相談に関する研修を充実し、すべての教職員がいじめなどの指導上の問題に的確に対応できるよう、指導力の向上に努める。
- ◇ 校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進し、情報の共有化を図る。
- ◇ いじめや生徒指導上の問題に対応するため、「教育相談週間」の設定や「教育相談ポスト」の設置、「なかよしアンケート」などにより、教育相談活動を充実する。
- ◇ ネットいじめやネットトラブルなどから子どもを守るために、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、保護者・児童生徒への啓発活動に取り組む。
- ◇ とりわけ、スマホアンケートの結果をもとに、広く町ぐるみで課題の共有と解決に向けた取組を行う。また、児童生徒が自らの意思で有害情報に接しない行動がとれるよう指導および啓発活動を行う。

- ◇ 教育委員会内に、弁護士・保護者代表・民生児童委員・青少年相談員・学識経験者・学校職員等で構成する「生徒指導等問題対策会議ネットワーク」を組織し、いじめや非行等の問題行動を未然に防止することや、日常的な生徒指導についての情報交換を図り、諸課題の共有および解決を図る。

（９）重点施策９ 人権を尊重した教育の推進

現状と課題

人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめの深刻化、虐待など人権に係る問題、インターネットを介した人権侵害などが多く発生し、その対応が求められている。加えて、外国人と共生する社会の実現が求められている反面、言語や文化等の違いから、様々な人権に係る問題の発生が危惧される。

子どもの発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮が、その態度や行動につながるよう人権感覚を身に付ける必要がある。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和６年度)
自他の人権を認める意識の割合	小中学校の児童生徒の意識調査「自他の大切さを認める」において、「思う」と回答した児童生徒の割合 あらゆる教育活動において、自他ともに人権を認めることが原点であることから、この指標を選定した。	人権に関する正しい知識を身に付けさせ、人権への配慮が態度行動につながるよう人権感覚の醸成が重要であるため、目標値を設定した。	小学校 ６年生 97.8 % 中学校 ３年生 93 %	小学校 ６年生 100 % 中学校 ３年生 100 %

施策の方向性

- ◇ 子どもたちが自他の生命を尊重し、主体的に人権問題について考え、自他の人権を尊重するための取組を推進する。
- ◇ 様々な人権課題に対応した教育を充実する。
- ◇ 関係機関と連携しながら、虐待の早期発見・早期対応に努める体制を構築する。

主な取組

- ◇ 児童生徒が、発達の段階に応じて「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるようになるため、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進する。
- ◇ 園児・児童生徒や保護者・地域住民が豊かな心や人権感覚を育むため、社会奉仕活動、自然体験活動、高齢者・障がい者・外国人等との交流など多様な体験交流活動の充実を図る。
- ◇ いじめをはじめとする人権問題について、児童生徒が当事者意識を持ち、主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育む。
- ◇ いじめや虐待から子どもを守るために、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員の研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した虐待防止の取組を推進する。
- ◇ 教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育のほか、性的マイノリティーや障がいのある人への差別、同和問題やインターネットによる人権侵害、拉致問題、ヘイトスピーチ^{*39}の問題など様々な人権問題に対応した教育の充実を図る。

(10) 重点施策10 健康（幸）の保持増進

現状と課題

学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育は、健康の保持・増進に努める知識・理解をもち、実践力を備えた児童・生徒を育成することであり、生涯にわたって健康（幸）な生活を送るためにも大変重要なことである。そして、子どもたちにとって基本的な生活習慣を身に付け、生活のリズムを整えさせることは、子どもたちの健康（幸）づくりに欠かせない取組である。また、メンタルヘルス、アレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、行政・学校・家庭・地域の専門機関等の連携による保健管理などを推進する必要がある。

今日、子どもたちの食生活の乱れが指摘されている。食育については、家庭に第一義的役割はあるが、学校においても、食物の生産に関わる人々への感謝する心を育むとともに、心身の成長や健康の保持増進の上で、望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けさせるよう取り組むことも大切である。また、食に関する指導を充実させるため、学校給食の充実とともに、本町では、町独自に主食の部分を無償化して、保護者負担の軽減に取り組むとともに、地元米の「むつざわ米」^{*40}を使った給食の提供を行うこととした。むつざわ米に限らず、陸沢産品を食材として積極的に使用することにより、郷土陸沢への愛着と郷土を誇りに思う心を醸成する。

発達の段階に応じた性に関する指導や、最新の情報を取り入れた薬物乱用防止教育、さらには、情報機器に接する時間の増加による生活時間の変化も危惧するところであり、その対策が求められている。

指標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
毎日朝食を 食べている 児童生徒の 割合	小中学校で実施している 学校生活意識調査におい て、毎日朝食を食べてい る児童生徒の割合 国の第3期教育振興基本 計画の測定指標であるこ と、および、毎日朝食をと る習慣は、「望ましい食習 慣」の基本であることから、この指標を選定した。	本町においても全国的に 見ても、毎日朝食をとる 児童生徒が減少傾向にあ る中、小学校、中学校とも に、平成27年度（第1期 計画時の現状値）以上を 目指し、目標値を設定し た。	小学校 6年生 91.5 % 中学校 3年生 93 %	小学校 6年生 100 % 中学校 3年生 96 %
毎日、健康 に気を付け て生活して いる児童生 徒の割合	小中学校で実施している 学校生活意識調査におい て、健康（運動・睡眠・食 事等）に気を付け生活を している児童生徒の割合 生活のリズムを整えて 日々生活することは、子 どもたちの健康（幸）づく りに欠かせない取り組み であることから、この指 標を選定した。	運動や睡眠時間の不足、 食生活の乱れ等により、 児童生徒の健康や体力に 関わる問題が深刻化し、 健全な心身の発達や学力 にも影響を与える。望ま しい生活習慣、生活リズ ムの向上は喫緊の課題で あるため、現状以上を目 指し、目標を設定した。	小学校 6年生 88.3 % 中学校 3年生 87 %	小学校 6年生 100 % 中学校 3年生 96 %

施策の方向性

- ◇ 生涯にわたって健康（幸）な生活を送るために必要な力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。
- ◇ 児童生徒の日常生活における食事についての正しい知識や、望ましい食習慣の形成のため、学校・家庭・地域が連携・協働して食育を推進する。
- ◇ 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進する。
- ◇ 子どもの基本的な生活習慣の確立を推進する。

主な取組

- ◇ 園、小中学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、健康管理の充実に取り組むなど、学校保健活動を推進する。
- ◇ アレルギー疾患やメンタルヘルスなど、児童生徒の現代的な健康課題に対応する取組を推進する。特に、園児・児童生徒の食物アレルギーによるアナフィラキシー^{*41}については、教職員研修などを実施し、学校における対応の充実を図る。
- ◇ 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果に基づき、体力や健康状態を的確に把握した全体計画を作成する。また、大学等の研究機関や本町の関係各課と連携を図り、児童生徒の肥満と運動量、および食事等との関係性を明らかにし、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定し、体力の向上に取り組む。
- ◇ 学校と家庭が連携・協働して、運動・食事・睡眠などの生活習慣を子どもたちが規則正しく身に付けられるための取組を推進する。特に、園児・児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携・協働し、朝食欠食の解消に取り組む。
- ◇ 千葉県教育委員会が策定した「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」^{*42}を活用し、健康・体力づくりを進めていくための意欲と方法を身に付ける。県教委主催の「元気アップ大作戦」に参加する。
- ◇ 「健幸むつざわロードレース大会」を活用して、小中学生の体力向上につながる取り組みを行う。
- ◇ 学校給食を「生きた教材」として捉え、米は「むつざわ米」を使用し、食材には睦沢産品の使用割合を増やすなどして、食に対する理解・関心を高めるとともに、郷土愛を育む。
- ◇ 児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導および性感染症の予防・啓発や薬物乱用防止教育を推進する。
- ◇ 学校歯科医等の指導のもと、虫歯予防対策として、こども園 5 歳児から段階的に中学生まで、フッ化物洗口を実施する。
- ◇ 情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携・協働や、子ども自身が主体的に情報機器を適切に利用できるようにする取組を行う。

(1 1) 重点施策 1 1 体力の向上と学校体育活動の推進

現状と課題

本町の児童生徒の体力は、小中学校とも体力低下がみられるものの、小学校においては体力向上のための各種施策を取り入れた結果、向上傾向にあるといえる。しかし、全国的な傾向でもあるが、子どもの生活全体から日常的な身体活動が減少し、運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向や肥満気味の傾向にある児童生徒の増加が、本町でも指摘されている。今後も、体育の授業を中心に学校教育全体で体力の向上に取り組むとともに、

子どもたちに運動習慣を身に付けさせることが大切である。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、子どもたちの運動・スポーツへの関心や意欲を高める手立てを講じることが重要である。

学校における運動部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、好ましい人間関係を構築し、責任感、連帯感の涵養に資するなど大きな役割を担っている。しかし、運動部活動のガイドラインを遵守し、働き方改革を進めるとともに、長時間にわたる練習等の弊害をなくすなど、子どもたちの健康への配慮も必要である。今後は、地域の人材活用や団体との連携など、持続可能な運営体制を整える必要がある。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
小中学校における新体力テストの得点	小・中学校で実施している新体力テストの記録を得点化した千葉県の平均点 客観的な基準により、体力の向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定した。	学校体育をはじめ、教育活動の充実により、新体力テストの得点を向上させることを目指してこの目標値を設定した。	小学校3年生 44.8点 小学校6年生 64.2点 中学校3年生 49.27点	小学校3年生 48.8点 小学校6年生 68.2点 中学校3年生 53点

施策の方向性

- ◇ 園児・児童生徒の一人一人の実態に合った体力の向上を図る。
- ◇ 学校が家庭や地域と連携して園児・児童生徒の生活習慣の改善や運動習慣の確立を図る。
- ◇ 運動部活動の持続可能な運営体制を整える。

主な取組

- ◇ 園、小・中学校で共通のテーマを設定し、それぞれの接続や連続性を見据えた一貫性のある指導により、体力の向上を目指す。
- ◇ 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果に基づき、体力や健康状態を的確に把握した全体計画を作成する。また、大学等の研究機関や本町の関係各課と連携を図り、児童生徒の肥満と運動量、および食事等との関係性を明らかにし、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定し、体力の向上に取り組む。

- ◇ 小中学校は、千葉県教育委員会が、児童生徒の体力向上と社会性の育成を目的として行っている「遊・友スポーツランキングちば」に参加するなどして、積極的に外遊びや運動を児童生徒に奨励する。
- ◇ 児童生徒の運動習慣や運動に対する意識の改善に向け、意図的・計画的に取り組む。また、学校体育を通じ、運動やスポーツの楽しさに気付かせ、生涯にわたり運動やスポーツに親しむために必要な素地を養う。
- ◇ 運動部活動の意義が十分に発揮できるよう、顧問の専門性や資質能力の向上、またスポーツ推進委員等と連携・協働した外部指導者の活用を図るとともに、安全性の確保に取り組む。
- ◇ 状況に応じて、近隣の学校と合同で競技大会に出場するなど、児童生徒が活躍できる機会の充実に取り組む。



学校給食



長縄跳びに挑戦している様子

1-3 基本目標Ⅲ 多様なニーズに対応した教育の推進

一人一人が豊かな生活を送り、また公平・公正である活力ある社会を実現する上で、障がいの有無や不登校、日本語指導の必要性、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子どもの能力、可能性を最大限に伸ばす教育を実現することが求められている。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズにも応じた教育の機会を提供することも視野に入れることは大切である。

(12) 重点施策12 障がいのある子どもへの支援・指導の充実

現状と課題

障がいのある子どもについては、障がいによる学習上・生活上の困難を改善または克服するために、適切な指導および必要な支援を行うとともに、障がいの状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進が必要である。

本町は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場でともに学ぶ機会を増やすように目指すべきであると考え。ともに学ぶことを進めることにより、生命の尊重、思いやりや協力の態度などを育む道徳教育の充実が図られるとともに、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んじる態度を養うことが期待できるからである。

そこで、こども園で学び始める時期から、切れ目のない支援をしていくことが必要である。障がいのある児童生徒に対する相談・支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図ることであり、外部人材をはじめとする地域の教育資源の活用や障がいの特性に応じた柔軟で多様かつ連続性のある「多様な学び」を用意するなどの基礎的環境を整備し、合理的配慮の提供に今後も努めていく。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
管理職の合理的配慮を考慮した支援体制づくりへの取組状況	合理的配慮を盛り込んだ個別の指導計画や個別の教育支援計画に対し、その実現のために管理職がいかに支援体制をつくり上げたかを4段階で評価を示す。	『合理的配慮を考慮した支援体制づくり』に対し、「十分満足」「満足」と回答する管理職の自己評価から判断できると考えこの目標	100 %	100 %

	合理的配慮を盛り込んだ個別の指導計画や個別の教育支援計画を実施するには、校長のリーダーシップが欠かせないことから、この指標を選定した。	値を設定した。 4つの観点では以下の通り「十分満足」「満足」「やや満足」「不満足」		
校内特別支援委員会が開催された回数	校内特別支援委員会を開催した年間での回数 特別に支援を必要とする幼児・児童生徒の早期発見・早期対応と共通行動が必要であることからこの指標を選定した。	教育は指導と評価の連続である。特別な教育的支援を必要とする児童生徒への相談・指導・支援体制は計画的・定期的な話し合いを持ち支援に当たることが求められる。2ヶ月に1回以上の開催を想定し目標値とした。	園・小・中 3回	園・小・中 6回以上

施策の方向性

- ◇ 共生社会を目指し、園、小・中学校、特別支援学校、関係機関と連携しながら「多様な学び」の充実に取り組み、特別支援教育を推進する。
- ◇ 特別な教育的支援を必要とする園児、児童生徒などについては、個々の障がい等に応じた指導や支援を、組織的かつ継続的に提供する体制を整える。
- ◇ 障がいのある子どもたちの自立と社会参加を目的としたキャリア教育を充実する。
- ◇ 障がいの有無にかかわらず、一人一人のニーズに合った支援を受けやすくするために、一人一人の成長を記録できるライフサポートファイルを活用する。

主な取組

- ◇ 障がいのある園児、児童生徒の指導に当たっては、一人一人の困難さに応じた支援の「質」を一層充実させるため、校長のリーダーシップのもと、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を十分に図る。
- ◇ 県の特別支援アドバイザー事業等を活用し、障がいのある園児・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方について助言・援助を受け、きめ細かな指導を行う。

- ◇ こども園においては、上記以外に、健康保険課、福祉課および関係機関との連携を図り、個別相談などにより、健やかな発達を支援する体制を構築する。
- ◇ 発達障がいの有無にかかわらず、校内および学級内の掲示物などで、より多くの児童生徒が理解しやすいような学習環境を整えたり、授業の見直しや改善をしたりするなど、ユニバーサルデザイン*43の視点にたった支援を積極的に取り入れる。
- ◇ 通常学級において、学習面や生活面で特別に支援を必要とする園児・児童生徒の支援を行うため、「特別支援教育支援員」の計画的な配置を継続する。
- ◇ 校内特別支援委員会の実質的な機能の充実を図り、ケース会議等を開催するなどして、園児・児童生徒の能力に応じた適切な就学支援を推進する。

(13) 重点施策13 不登校児童・生徒への支援の充実

現状と課題

不登校*44は、どの児童生徒にも起こりうるものとして捉えている。そして、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮することが必要である。不登校は、様々な背景や理由に起因している。そして、県内の不登校児童生徒数は、増加傾向にあり、その割合はおよそ1.34%（H29）である。本町でも、起因は様々であるが同じような傾向にあり、1.20%（H30）を占める。不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関と連携するなどきめ細かい対応、早期対応の仕組みの充実を図るなどして、社会的自立に向けた支援を行うことが求められる。

また、児童生徒が安心して教育が受けられる魅力ある学校づくりを推進することも重要であるため、子ども一人一人の個性が輝き、希望や能力を引き出すことができる学習環境を整え、自己有用感にあふれている学校づくりや、教員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子どもたちの成長に真に必要な効果的な教育活動を積極的に行う学校づくりに取り組むことが重要であると考えます。

また、町教育委員会としても、不登校児童生徒へとして無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていく。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
不登校（年間30日以上）児童生徒の数および割合	1年間に30日以上欠席した小・中学校の児童生徒数（病気や経済的・その他の理由による者を除く）	平成30年度の小学校における不登校児童数は2人、中学校は5人であった。	小学校 6人 中学校 3人	小学校 0人 中学校 0人

	不登校は本人の心の問題だけでなく、学力や社会性を育む機会を失い、本人の社会的自立にかかわる重要な課題であることから、この指標を選定した。	不登校の着実な解消を図るためには、この数値以下を目指し、目標値を設定した。	割合 小学校 2.1 % 中学校 2.0 %	割合 小学校・中学校とも 0 %
--	--	---------------------------------------	------------------------------------	------------------------

施策の方向性

- ◇ 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図る。
- ◇ 中学生で急増する不登校の未然防止・早期対応に向けた小・中学校の円滑な接続を推進する。
- ◇ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努める。

主な取組

- ◇ 小中学校においては、不登校やいじめに対応するため、スクールカウンセラー等の相談体制を充実させるとともに、学校内での見守り体制や保護者との連携を強化して、児童生徒が安心して学校生活が送れるように環境を整える。
- ◇ 中学校での不登校の解消に向けて、小・中の連携を十分に図る。また、茂原市の適応指導教室や民間団体等と連携して、不登校児童生徒への学校以外での学習等に対する効果的な支援^{*45}に取り組む。
- ◇ 町教育委員会では、「睦沢未来塾」や「アフタースクール」など、無償の学習機会の場を設け、不登校児童生徒の学習機会の確保にも取り組む。
- ◇ 日常から良好な人間関係が保てるように、学年・学級・教科の経営に取り組む。

(14) 重点施策14 一人一人の状況に応じた支援の充実

現状と課題

家庭を取り巻く環境の変化や今後予想される外国人居住者の増加に伴い、教育をめぐるニーズは多様化している。このような中においても、全ての子どもたちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めることが一層重要になる。高度な学びに刺激を受けて、自己の才能に気づいたり、突出した意欲や能力を有する児童生徒の能力を伸ばしたりすることを期待するものである。

また、保護者は家庭教育について第一義的責任を有するものであるが、世帯構造や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多く抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった課題も指摘されている。そのため、地域全体で家庭教育を支える体制が求められている。さらに、経済的や家庭的に困難を抱える親子の増加に対応するため、

関係機関と連携を図りつつ、就学奨励の制度や親に対する学習の機会の充実を図るとともに、読書や自然体験活動等の経験が十分でない家庭に対し、地域の多様な教育資源を効果的に活用し、親子の状況等に応じたきめ細かな対応を行っていくことが重要である。

さらに、グローバル化の進展によって、本町においても、帰国児童生徒や外国人児童生徒の転入や入学が見込まれる。そのような場合を視野に入れ、本町では、学校生活へ円滑に適応できるよう、言語や文化との差異に係るきめ細かな支援にも、できる限り取り組むこととする。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
放課後子供教室（アフタースクール）等に参加する児童生徒の割合	経済的や家庭的に困難を抱える家庭等への支援や学習および生活習慣の定着のために児童生徒を対象に行う事業への参加者数 児童生徒を対象に行う放課後子供教室等の事業への参加により、学習機会を得ることとなることから参加者割合を指標として選定した。	多くの児童生徒がこの事業に参加することは、全ての子どもたちに等しく学習の機会を提供する主旨に当てはまることから参加者割合を目標値として設定した。	小4年 36 % 小5年 13 % 小6年 20 % 中1年 6 % 中2年 6 % 中3年 1 %	小4年 40 % 小5年 40 % 小6年 40 % 中1年 20 % 中2年 20 % 中3年 20 %

施策の方向性

- ◇ 社会的・経済的背景などにより学力に課題のある子どもへの教育を支援する体制を構築する。
- ◇ 児童生徒の抱える様々な課題に対しきめ細かな対応に努める。
- ◇ 家庭教育に課題を抱える保護者を支援する環境づくりを支援する。
- ◇ 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援する。

主な取組

- ◇ 小学校4年生から中学生まで、放課後および土曜日の学習環境づくりに取り組む。

- ◇ 学力に課題のある児童生徒も含め、すべての児童生徒の学力が保障されるように、少人数指導や習熟度別指導・補充的指導など「個に応じた指導」を進める環境を整え、きめ細かな指導の充実に向け、町採用の学習支援員の継続配置ができるよう予算化に取り組む。
- ◇ 家庭教育に課題を抱える保護者への支援として、家庭教育学級の開催やスクールソーシャルワーカー等の活用が図れるよう支援する。
- ◇ 公民館や小学校の教室などを活用した、子どもたちの安心・安全な居場所の整備と放課後や週末などに地域住民の参画を得た放課後子供教室（アフタースクール）等の拡充を図る。
- ◇ 土曜授業の一貫として、様々な分野の専門家を招いて、中学生対象の才能開発教育「睦沢未来塾」に取り組む。
- ◇ 帰国・外国人児童生徒が転・編入学してきた場合、日本語指導や学校生活の相談など必要な支援を行う。
- ◇ 経済的な理由で修学の困難な学生に対して学資を貸し付ける「睦沢町奨学資金貸付基金」制度の一層の周知を図るとともに、資金の利用実績がないことから制度の検証および見直しを検討する。



睦沢未来塾の様子



アフタースクールの様子

〈用語解説〉

- ＊26 主体的な学びとは、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとすること。対話的な学びとは、学び合い等、他者と協働すること等によって、多様な見方・考え方を学ぶこと。深い学びとは、見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見付けること。
- ＊27 千葉県では、障がいのある子どもについて、ライフステージ毎に支援の担い手が変わりやすい移行期においても、一貫した支援が継続されるように、家族や関係機関がともにかかわることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し関係機関等の支援計画を一冊にまとめたファイルの導入・活用を促進している。本町においては、福祉課、健康保険課、こども園を含む教育課で構成する睦沢町子育て支援プロジェクトにおいて「ライフサポートファイル」の必要性を議論してきた。同じ頃、長生地域の障がい者福祉の推進を担う長生郡市総合支援協議会療育作業部会においても、「ライフサポートファイル」の作成が議論されていた。睦沢町教育委員会では、全ての子どもたちを対象として「ライフサポートファイル」の導入と活用を考えていたところであり、2020年度より、配付の対象を、支援を要する・要しないに関係なく、母子手帳と同様に全ての子どもたちとした。（ただし、初年度の配付は小学6年生までとする。）この「サポートファイル」は、保護者にとっては、子どもの折々の成長過程が記録でき、必要な時に支援を受ける判断や保育への関心を高めるきっかけ作りに活用できる。また、学校を含む行政側と相互に継続した見守りや支援、継続した合理的配慮も可能となる。さらに、長生郡市内共通の取組でもあることから、他市町村へ異動しても同じようなサポートが受けられるメリットもある。当然、具体的な支援計画を必要とし、将来の障害年金請求時や進学・就労時の資料としても活用できるものである。
- ＊28 「障害者差別解消法」では、『社会的障壁の除去』を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が加重でないときは、学校は当該障がいの性別、年齢および障がいの状態に応じて合理的配慮を実施する義務があるとしている。「平成24年7月の中央教育審議会報告」では、教育における合理的配慮について、『意思の表明の有無にかかわらず教育を受ける権利の確保のために行う変更調整』であり、障がいのある児童生徒等に対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであるとしている。
- ＊29 情報および情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質のこと。学習指導要領の総則では、「言語能力」や「問題発見・課題解決能力」とともに、学習の基礎となる資質・能力の1つとして示されている。

- ＊30 主権者教育は、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるに留まらず、主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせることを目的とした教育のこと。
- 主権者教育は、主権者として求められる能力を育むだけでなく、地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根付く子どもたちを育てるなど、地域振興・創生の観点からも重要である。
- ＊31 21世紀は、新しい知識、情報、技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われている。知識基盤社会は、変化が激しく、常に新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる社会である。こうした社会を生き抜く資質として、我が国の子どもたちにとって課題となっている思考力、判断力、表現力を高めることが求められる。
- ＊32 高度な学びに刺激を受けて、多くの子どもたちが自己の才能に気づくことを期待するものである。MI理論に基づいた8つの知能の分野で専門家を招き、体験学習を行うものである。MI理論とは、ハーバード大学のハワード・ガードナー教授が提唱した「多重知能理論」のこと。8つの知能とは、言語・語学知能、身体運動感覚知能、音楽・リズム知能、論理数学的知能、空間的知能、対人的知能、内省的知能、博物的知能
- ＊33 外国からの交流児童生徒のホームステイ先として事前に登録させる制度。
- ＊34 平成28年12月の中央教育審議会答申において提案され、新学習指導要領を踏まえて、目的と定義が整理された。それによると、キャリア・パスポートの目的は、小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に向かう力を育み、自己表現につながるもの。教師にとっては、その記述をもとに、対話的にかかわることによって、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの。また、定義については、児童生徒が、小学生から高等学校までのキャリア教育にかかわる諸活動について、特別活動の学級活動およびホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自信の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。
- ＊35 平成26年4月、「幼保連携型こども園教育・保育要領」（「教育・保育要領」と呼ばれている）を内閣府・文部科学省・厚生労働省共同告示により公示し、平成27年4月に施行されたのが初めである。今般、幼稚園教育要領と保育所保育指針の改正にあたり、その内容を反映させるべく、審議が行われ、この審議のまとめを踏まえて、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）と保育所保育指針（平成29年厚

生労働省告示第 117 号) との整合性の確保をし、平成 29 年 3 月、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号をもって公示された、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項を定めたもの。

- ※36 市町村の子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法の第 61 条に基づき定める 5 ヶ年間の計画期間における幼児等の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画である。本町では、平成 27 年度に第 1 回睦沢町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援を推進してきた。第 1 期計画期間が令和元年度末をもって終了することから、令和 2 年度を初年度とする（仮称）第 2 期子ども・子育て支援事業計画を策定した。

- ※37 いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 25 年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、いじめの起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。重大事態については、国や県の方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「不登校重大事態に係る調査の指針」により、適切に対応する。

- ※38 千葉県教育委員会では、道徳性を高める実践的人間教育を推進するために、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に取り組み、小学校・中学校において、平成 19 年度から「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を実践してきた。このプログラムは、核家族化や少子化など社会状況が大きく変化する中で、子どもたちが豊かな人間関係を築く力を日常生活で自然に身に付けることが難しくなっているという現状を踏まえ、県教育委員会が作成したもの。東日本大震災を契機に、人と人とのつながりや互いに助け合うことの重要性が再認識されたことから、現場の先生方の声を反映しつつ、同プログラムの更なる効果的な活用を目指し、平成 23 年度に中学校版プログラムを、平成 24 年度に小学校版プログラムをそれぞれ改訂した。

- ※39 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のこと。

- ※40 農薬や化学肥料の使用を通常の半分以下に減らし、千葉県のエコ農産物に認定されたお米。町が運営するたい肥センター「かずさ有機センター」で生産した高品質のもみがらたい肥を有機肥料として田んぼに施して育てた睦沢町の農家こだわりの安心で安全なブランド米。（むつざわガイドより）

- *41 アレルギー反応により、じんましん等の皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時に且つ急激に出現した状態のこと。特に血圧が低下し意識の低下や脱力を来すような場合を、アナフィラキシーショックと呼ぶ。
- *42 千葉県教育委員会では、子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの基礎を学び、生涯にわたる健康と人生は自分で守という意識を持つことができるようにするため、このプランを活用した健康・体力づくりを推進している。
- *43 「ユニバーサル」＝「普遍的な・全体の」という言葉の意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、はじめから多くの人に利用可能であるようにデザインすることをいう。
- *44 文部科学省の生徒指導調査においては、「不登校」は連続又は年間 30 日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）と定義している。
- *45 不登校児童生徒による学校以外での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～報告 平成 29 年 2 月 13 日 フリースクール等に関する検討会議“児童生徒にとって重要なことは、社会において自立的に生きていくための基礎を培うことである。”